

## PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1  
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5356434

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF NAME
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>	
<b>Name</b>	<b>Execution Date</b>
MITSUI ENGINEERING & SHIPBUILDING CO., LTD.	04/01/2018
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>	
<b>Name:</b>	MITSUI E&S HOLDINGS CO., LTD.
<b>Street Address:</b>	6-4, TSUKIJI 5-CHOME, CHUO-KU
<b>City:</b>	TOKYO
<b>State/Country:</b>	JAPAN
<b>Postal Code:</b>	104-8439
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 1</b>	
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>
<b>Patent Number:</b>	7815888
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>	
<b>Fax Number:</b>	(914)288-0023
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
<b>Phone:</b>	9142880022
<b>Email:</b>	USPTO@LEASONELLIS.COM
<b>Correspondent Name:</b>	MITSUHIRO HARAGUCHI, LEASON ELLIS LLP
<b>Address Line 1:</b>	ONE BARKER AVENUE
<b>Address Line 2:</b>	FIFTH FLOOR
<b>Address Line 4:</b>	WHITE PLAINS, NEW YORK 106011523
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	04402/001231-US0
<b>NAME OF SUBMITTER:</b>	ALMA D. CLEMENA FOR MH
<b>SIGNATURE:</b>	/Alma D. Clemena/
<b>DATE SIGNED:</b>	02/01/2019
<b>Total Attachments: 25</b>	
source=Company register_Mitsui (02129867)#page1.tif	
source=Company register_Mitsui (02129867)#page2.tif	
source=Company register_Mitsui (02129867)#page3.tif	
source=Company register_Mitsui (02129867)#page4.tif	
source=Company register_Mitsui (02129867)#page5.tif	

source=Company register\_Mitsui (02129867)#page6.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page7.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page8.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page9.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page10.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page11.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page12.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page13.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page14.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page15.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page16.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page17.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page18.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page19.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page20.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page21.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page22.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page23.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page24.tif  
source=Company register\_Mitsui (02129867)#page25.tif

**CHANGE OF NAME**

**MITSUI ENGINEERING & SHIPBUILDING CO., LTD.**, the Assignee of below listed patent, has changed its name, as of August 3, 2018, to the following:

**Mitsui E&S Holdings Co., Ltd.**

6-4, Tsukiji 5-chome, Chuo-ku,

Tokyo 104-8439, Japan

U.S. Patent

7,815,888

# 履歴事項全部証明書

東京都中央区築地五丁目6番4号  
株式会社三井E&Sホールディングス

会社法人等番号	0100-01-034946	
商号	<u>三井造船株式会社</u>	
	株式会社三井E&Sホールディングス	平成30年 4月 1日変更 平成30年 4月 3日登記
本店	東京都中央区築地五丁目6番4号	
公告をする方法	<u>当会社の公告方法は電子公告とする。</u> <u>http://www.mes.co.jp/</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって</u> <u>電子公告による公告をすることができない場合</u> <u>は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載す</u> <u>る。</u>	平成19年 6月27日変更 平成19年 7月 3日登記
	<u>当会社の公告方法は電子公告とする。</u> <u>https://www.mes.co.jp</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって</u> <u>電子公告による公告をすることができない場合</u> <u>は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載す</u> <u>る。</u>	平成30年 6月27日変更 平成30年 7月10日登記
会社成立の年月日	昭和12年7月31日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>船舶、艦艇およびホーバークラフトの設計、建造、修理ならびに解体</u></li> <li>2. <u>海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付ならびに修理</u></li> <li>3. <u>内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれら</u> <u>の補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理</u></li> <li>4. <u>化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置の設計、製</u> <u>作、据付ならびに修理</u></li> <li>5. <u>原子力産業用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></li> <li>6. <u>公害防止用および環境改善用機械、装置および付属施設の設計、製作、</u> <u>据付ならびに修理</u></li> <li>7. <u>橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびに</u> <u>コンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理</u></li> <li>8. <u>クレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置の設計、製作、</u> <u>据付ならびに修理</u></li> <li>9. <u>建設用および資源開発用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></li> <li>10. <u>航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連設備、機器の設計、</u> <u>製作、据付ならびに修理</u></li> <li>11. <u>通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・</u> <u>機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器の設計、製作、据付</u></li> </ol>	

	<p>ならびに修理</p> <p>1 2. <u>鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、炭素その他の素材の製造ならびにその製造・加工装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>1 3. <u>兵器の製作および修理</u></p> <p>1 4. <u>土木・建築工事の請負および土木・建築物の設計、工事監理</u></p> <p>1 5. <u>宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産の仲介、管理、鑑定</u></p> <p>1 6. <u>地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理</u></p> <p>1 7. <u>研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、宿泊施設、飲食店、自動車教習所、駐車場の建設、管理、運営</u></p> <p>1 8. <u>農畜水産物、飲食料品、工業薬品、医薬品、書籍、スポーツ用品、飼料、燃料の販売</u></p> <p>1 9. <u>コンピュータハードウェア・ソフトウェアの開発、設計、製作</u></p> <p>2 0. <u>情報の処理ならびに提供に関する事業</u></p> <p>2 1. <u>貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業、労働者派遣事業</u></p> <p>2 2. <u>電気の供給に関する事業</u></p> <p>2 3. <u>総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資</u></p> <p>2 4. <u>前各号に掲げるもののコンサルティング業務およびエンジニアリング業務</u></p> <p>2 5. <u>前各号に掲げるものの売買、輸出入、貸借および付帯関連事業</u></p>
	<p>1. 当社は次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1) 船舶、艦艇、エアクッション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調達、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体</p> <p>(2) 海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供</p> <p>(3) 内燃機関、タービン、ボイラその他の原動機および発電機ならびにこれらの補助機械類の設計、製作、据付ならびに修理</p> <p>(4) 化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理</p> <p>(5) 原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理</p> <p>(6) 公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理</p> <p>(7) 橋梁、鉄骨、鉄管、水門、タンク類およびその他の鉄鋼構造物ならびにコンクリート構造物の設計、製作、据付ならびに修理</p> <p>(8) 自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売</p> <p>(9) 建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理</p> <p>(10) 航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理</p> <p>(11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売</p>

	<p>(12) 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、木型の設計、製作、据付ならびに修理</p> <p>(13) 兵器の製作および修理</p> <p>(14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理</p> <p>(15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定</p> <p>(16) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発および環境整備に関する企画、設計、監理</p> <p>(17) 寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営</p> <p>(18) 農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、プリペイドカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売</p> <p>(19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測量等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業</p> <p>(20) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海運業、航空運輸業、倉庫業、旅行業、通関業、一般・産業廃棄物処理業、労働者派遣事業</p> <p>(21) 発電および電気の供給に関する事業</p> <p>(22) 総合リース業および他の事業に対する保証、貸付、投資</p> <p>(23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および賃貸借</p> <p>(24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業</p> <p>(25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業</p> <p>(26) 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく共済代理店業</p> <p>(27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務</p> <p>(28) 警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務</p> <p>(29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフィスオートメーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入出力、加工および保管業務</p> <p>(30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務</p> <p>(31) 前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業</p> <p>2. 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p style="text-align: right;">平成30年 4月 1日変更      平成30年 4月 3日登記</p>
単元株式数	1000株

東京都中央区築地五丁目6番4号  
株式会社三井E&Sホールディングス

	100株	平成29年10月 1日変更	
		平成29年10月 2日登記	
発行可能株式総数	15億株		
	1億5000万株	平成29年10月 1日変更	
		平成29年10月 2日登記	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8億3098万7176株		
	発行済株式の総数 8309万8717株	平成29年10月 1日変更	
		平成29年10月 2日登記	
資本金の額	金443億8495万4321円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店 平成24年 4月 1日変更	平成24年 4月13日登記	
役員に関する事項	取締役	加藤 泰彦	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	加藤 泰彦	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 7日登記
	取締役	加藤 泰彦	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月12日登記
			平成29年 6月28日退任
		平成29年 7月11日登記	

	取締役	<u>岡田正文</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>岡田正文</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 7日登記
			平成28年 6月28日退任
			平成28年 7月12日登記
	取締役	<u>田中孝雄</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>田中孝雄</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 7日登記
	取締役	<u>田中孝雄</u>	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月12日登記
	取締役	<u>田中孝雄</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月11日登記
	取締役	<u>田中孝雄</u>	平成30年 6月27日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>山本隆樹</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>山本隆樹</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 7日登記
	取締役	<u>山本隆樹</u>	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月12日登記
	取締役	<u>山本隆樹</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月11日登記
	取締役	<u>山本隆樹</u>	平成30年 6月27日重任
			平成30年 7月10日登記



	取締役	<u>小 峯 裕 之</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>小 峯 裕 之</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 7日登記
			平成28年 6月28日退任
			平成28年 7月12日登記
	取締役	<u>蓑 田 慎 介</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>蓑 田 慎 介</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 7日登記
	取締役	<u>蓑 田 慎 介</u>	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月12日登記
	取締役	<u>蓑 田 慎 介</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月11日登記
	取締役	<u>蓑 田 慎 介</u>	平成30年 6月27日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>平 岩 隆 弘</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
			平成27年 6月26日退任
			平成27年 7月 7日登記
	取締役	<u>福 田 典 久</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>福 田 典 久</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 7日登記
			平成28年 6月28日退任
			平成28年 7月12日登記

	取締役	<u>土井宣男</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
			平成27年 6月26日退任
			平成27年 7月 7日登記
	取締役	<u>西畑彰</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>西畑彰</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 7日登記
	取締役	<u>西畑彰</u>	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月12日登記
	取締役	<u>西畑彰</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月11日登記
	取締役	<u>西畑彰</u>	平成30年 6月27日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>坪川毅彦</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
			平成27年 6月26日退任
			平成27年 7月 7日登記

	取締役	<u>徳久徹</u>	平成26年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>徳久徹</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 7日登記
	取締役	<u>徳久徹</u>	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月12日登記
	取締役	<u>徳久徹</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月11日登記
	取締役	<u>徳久徹</u>	平成30年 6月27日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>中村潔</u>	平成26年 6月26日就任
			平成26年 7月 9日登記
取締役	<u>中村潔</u>	平成27年 6月26日重任	
		平成27年 7月 7日登記	
取締役	<u>中村潔</u>	平成28年 6月28日重任	
		平成28年 7月12日登記	
		平成29年 6月28日退任	
		平成29年 7月11日登記	
取締役	<u>岸本泰樹</u>	平成26年 6月26日就任	
		平成26年 7月 9日登記	
		平成27年 6月26日退任	
		平成27年 7月 7日登記	
取締役	<u>仁保信介</u>	平成26年 6月26日就任	
		平成26年 7月 9日登記	
		平成27年 6月26日退任	
		平成27年 7月 7日登記	

	取締役	<u>田中稔一</u>	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 7日登記
	取締役	<u>田中稔一</u>	平成28年 6月28日重任
			平成28年 7月12日登記
	取締役	<u>田中稔一</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月11日登記
	取締役	<u>田中稔一</u>	平成30年 6月27日重任
			平成30年 7月10日登記
	取締役	<u>仁保信介</u>	平成28年 6月28日就任
			平成28年 7月12日登記
	取締役	<u>仁保信介</u>	平成29年 6月28日重任
			平成29年 7月11日登記
		平成30年 6月27日退任	
		平成30年 7月10日登記	
取締役	<u>古賀哲郎</u>	平成28年 6月28日就任	
		平成28年 7月12日登記	
取締役	<u>古賀哲郎</u>	平成29年 6月28日重任	
		平成29年 7月11日登記	
		平成30年 6月27日退任	
		平成30年 7月10日登記	
取締役	<u>岡良一</u>	平成29年 6月28日就任	
		平成29年 7月11日登記	
		平成30年 6月27日退任	
		平成30年 7月10日登記	

取締役	塩見裕一	平成29年 6月28日就任
		平成29年 7月11日登記
取締役	塩見裕一	平成30年 6月27日重任
		平成30年 7月10日登記
取締役	香西勇治	平成30年 6月27日就任
		平成30年 7月10日登記
東京都杉並区下井草四丁目19番21号 代表取締役	加藤泰彦	平成26年 6月26日重任
		平成26年 7月 9日登記
		平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 7日登記
		平成28年 6月28日重任
		平成28年 7月12日登記
東京都杉並区下井草四丁目19番21号 代表取締役	加藤泰彦	平成29年 3月31日辞任
		平成29年 4月 3日登記
東京都千代田区二番町5番地25二番町テラス 902号 代表取締役	田中孝雄	平成26年 6月26日重任
		平成26年 7月 9日登記
東京都千代田区二番町5番地25二番町テラス 902号 代表取締役	田中孝雄	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 7日登記
東京都千代田区二番町5番地25二番町テラス 902号 代表取締役	田中孝雄	平成28年 6月28日重任
		平成28年 7月12日登記
東京都千代田区二番町5番地25二番町テラス 902号 代表取締役	田中孝雄	平成29年 6月28日重任
		平成29年 7月11日登記
東京都千代田区二番町5番地25二番町テラス 902号 代表取締役	田中孝雄	平成30年 6月27日重任
		平成30年 7月10日登記

東京都目黒区平町一丁目4番23号 代表取締役 <u>岡田正文</u>	平成26年 6月26日重任
	平成26年 7月 9日登記
	平成27年 6月26日重任
	平成27年 7月 7日登記
	平成28年 3月31日辞任
東京都目黒区平町一丁目4番23号 代表取締役 <u>岡田正文</u>	平成28年 4月 1日登記
	東京都世田谷区桜丘四丁目21番8号 代表取締役 <u>山本隆樹</u>
	平成27年 6月26日就任
	平成27年 7月 7日登記
	平成28年 6月28日重任
東京都世田谷区桜丘四丁目21番8号 代表取締役 <u>山本隆樹</u>	平成28年 7月12日登記
	東京都世田谷区桜丘四丁目21番8号 代表取締役 <u>山本隆樹</u>
東京都世田谷区桜丘四丁目21番8号 代表取締役 <u>山本隆樹</u>	平成29年 6月28日重任
	平成29年 7月11日登記
東京都世田谷区桜丘四丁目21番8号 代表取締役 <u>山本隆樹</u>	平成30年 6月27日重任
	平成30年 7月10日登記
監査役 <u>今井和也</u> <u>(社外監査役)</u>	平成24年 6月28日重任
	平成24年 7月 9日登記
	平成28年 6月28日退任
	平成28年 7月12日登記
監査役 <u>矢作光明</u> <u>(社外監査役)</u>	平成24年 6月28日重任
	平成24年 7月 9日登記
	平成28年 6月28日退任
	平成28年 7月12日登記
監査役 <u>北嶋義久</u>	平成24年 6月28日就任
	平成24年 7月 9日登記
	平成28年 6月28日退任
	平成28年 7月12日登記

	監査役 <u>入江泰雄</u>	平成25年 6月27日就任
		平成25年 7月 5日登記
		平成29年 6月28日退任
		平成29年 7月11日登記
	監査役 平岩隆弘	平成28年 6月28日就任
		平成28年 7月12日登記
	監査役 遠藤修 (社外監査役)	平成28年 6月28日就任
		平成28年 7月12日登記
	監査役 田中浩一 (社外監査役)	平成28年 6月28日就任
		平成28年 7月12日登記
	監査役 樋口浩毅	平成29年 6月28日就任
		平成29年 7月11日登記
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成26年 6月26日重任
		平成26年 7月 9日登記
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 7日登記
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成28年 6月28日重任
		平成28年 7月12日登記
	会計監査人 <u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成29年 6月28日重任
		平成29年 7月11日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成30年 6月27日重任	
	平成30年 7月10日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>当社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	

	できる。	平成18年 6月28日設定	平成18年 7月10日登記
新株予約権	三井造船株式会社第1回新株予約権 新株予約権の数		
	<u>624個</u>		
	<u>618個</u>		
	<u>616個</u>	平成26年 3月27日変更	平成26年 8月26日登記
	<u>590個</u>	平成26年 3月31日変更	平成26年 8月26日登記
	<u>575個</u>	平成28年 4月30日変更	平成28年 5月12日登記
	<u>544個</u>	平成29年 3月31日変更	平成29年 4月 3日登記
	<u>534個</u>	平成29年 4月30日変更	平成29年 5月 1日登記
	<u>499個</u>	平成29年 8月31日変更	平成29年 9月 1日登記
	<u>488個</u>	平成29年 9月30日変更	平成29年10月 2日登記
	<u>477個</u>	平成29年11月30日変更	平成29年12月 1日登記
	<u>460個</u>	平成29年12月31日変更	平成30年 1月 5日登記
	<u>454個</u>	平成30年 2月28日変更	平成30年 3月 1日登記
	<u>451個</u>	平成30年 3月31日変更	平成30年 4月 5日登記
	<u>440個</u>	平成30年 6月30日変更	平成30年 7月10日登記
		平成30年 7月31日変更	平成30年 8月 1日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
	普通株式 62万4000株		
	新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。		
	ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。		
	調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率		
	また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。		
	普通株式 61万8000株		
	新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。		
	ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付		



与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年 3月27日変更 平成26年 8月26日登記

普通株式 61万6000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年 3月31日変更 平成26年 8月26日登記

普通株式 59万株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月12日登記

普通株式 57万5000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 3月31日変更 平成29年 4月 3日登記

普通株式 54万4000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株

式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 4月30日変更 平成29年 5月 1日登記

普通株式 53万4000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 8月31日変更 平成29年 9月 1日登記

普通株式 49万9000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月 2日登記

普通株式 4万9900株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記

普通株式 4万8800株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社

が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年11月30日変更 平成29年12月 1日登記

普通株式 4万7700株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年12月31日変更 平成30年 1月 5日登記

普通株式 4万6000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 2月28日変更 平成30年 3月 1日登記

普通株式 4万5400株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 3月31日変更 平成30年 4月 5日登記

普通株式 4万5100株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 6月30日変更 平成30年 7月10日登記

普通株式 4万4000株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 7月31日変更 平成30年 8月 1日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
金14万4000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

金1000円

金100円

平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月24日から平成55年8月23日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び理事のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という。但し、取締役又は理事が当該地位のいずれも喪失した後に監査役に就任した場合は、監査役の地位を喪失した日を「地位喪失日」とする。）の翌日から10年を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、平成25年8月24日から平成55年8月23日までの期間内において、以下の(ア)又は(イ)に定める場合（ただし、(イ)については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成45年8月23日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

平成45年8月24日から平成55年8月23日

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

	<p>当該承認日の翌日から15日間 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1079 840 1421 966"> <tr> <td>平成25年</td> <td>8月23日</td> <td>発行</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>9月4日</td> <td>登記</td> </tr> </table>	平成25年	8月23日	発行	平成25年	9月4日	登記						
平成25年	8月23日	発行											
平成25年	9月4日	登記											
	<p>三井造船株式会社第2回新株予約権 新株予約権の数</p> <table border="1" data-bbox="511 1018 1421 1291"> <tr> <td>366個</td> <td>平成26年11月30日変更</td> <td>平成26年12月12日登記</td> </tr> <tr> <td>364個</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>359個</td> <td>平成30年6月30日変更</td> <td>平成30年7月10日登記</td> </tr> <tr> <td>349個</td> <td>平成30年7月31日変更</td> <td>平成30年8月1日登記</td> </tr> </table> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式36万6000株 新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。 ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$ <p>また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>普通株式36万4000株 新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数(以下、「付与株式数」という)は1000株とする。 ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨</p>	366個	平成26年11月30日変更	平成26年12月12日登記	364個			359個	平成30年6月30日変更	平成30年7月10日登記	349個	平成30年7月31日変更	平成30年8月1日登記
366個	平成26年11月30日変更	平成26年12月12日登記											
364個													
359個	平成30年6月30日変更	平成30年7月10日登記											
349個	平成30年7月31日変更	平成30年8月1日登記											

てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成26年11月30日変更 平成26年12月12日登記

普通株式3万6400株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成29年10月1日変更 平成29年10月2日登記

普通株式3万5900株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年6月30日変更 平成30年7月10日登記

普通株式3万4900株

新株予約権1個を行使することにより取得する株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年7月31日変更 平成30年8月1日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
金19万1000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
金1000円

金100円

平成29年10月1日変更 平成29年10月2日登記

	<p>新株予約権を行使することができる期間 平成26年8月23日から平成56年8月22日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び理事のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という。但し、取締役又は理事が当該地位のいずれも喪失した後に監査役に就任した場合は、監査役の地位を喪失した日を「地位喪失日」とする。）の翌日から10年を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、平成26年8月23日から平成56年8月22日までの期間内において、以下の(ア)又は(イ)に定める場合（ただし、(イ)については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア) 新株予約権者が平成46年8月22日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合 平成46年8月23日から平成56年8月22日</p> <p>(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日（但し、新株予約権の行使の条件(2)(イ)に定める議案の承認日の翌日から15日間が経過した後の日とする。）に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案</p> <p>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案</p> <p>(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1071 1596 1427 1732"> <tr> <td>平成26年</td> <td>8月22日</td> <td>発行</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>8月26日</td> <td>登記</td> </tr> </table>	平成26年	8月22日	発行	平成26年	8月26日	登記
平成26年	8月22日	発行					
平成26年	8月26日	登記					
	<p>三井造船株式会社第3回新株予約権 新株予約権の数</p> <table border="1" data-bbox="519 1806 649 1879"> <tr> <td>497個</td> </tr> <tr> <td>496個</td> </tr> </table> <p>平成28年 1月31日変更      平成28年 2月10日登記</p>	497個	496個				
497個							
496個							

	<u>490個</u> 平成29年11月30日変更 平成29年12月 1日登記
	<u>485個</u> 平成30年 3月31日変更 平成30年 4月 5日登記
	<u>478個</u> 平成30年 7月31日変更 平成30年 8月 1日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
	普通株式49万7000株 (新株予約権1個当たり1000株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
	普通株式49万6000株 (新株予約権1個当たり1000株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
	平成28年 1月31日変更 平成28年 2月10日登記 普通株式4万9600株 (新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
	平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記 普通株式4万9000株 (新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
	平成29年11月30日変更 平成29年12月 1日登記 普通株式4万8500株 (新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という)) ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。



調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 3月31日変更 平成30年 4月 5日登記  
普通株式4万7800株

(新株予約権1個当たり100株(以下、「付与株式数」という))  
ただし、当社が普通株式の株式分割(普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率  
また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

平成30年 7月31日変更 平成30年 8月 1日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
金16万9000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
金1000円  
金100円

平成29年10月 1日変更 平成29年10月 2日登記  
新株予約権を行使することができる期間

平成27年8月22日から平成57年8月21日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という。ただし、取締役、執行役員又は理事が当該地位のいずれも喪失した後に監査役に就任した場合は、監査役の地位を喪失した日を「地位喪失日」とする)の翌日から10年を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成47年8月21日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

平成47年8月22日から平成57年8月21日

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 (4) 発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>	平成27年 8月21日発行
		平成27年 9月 3日登記
会社分割	平成30年4月1日東京都中央区築地五丁目6番4号株式会社三井E&Sマシナリーに分割	平成30年 4月 3日登記
	平成30年4月1日東京都中央区築地五丁目6番4号株式会社三井E&Sエンジニアリングに分割	平成30年 4月 3日登記
	平成30年4月1日東京都中央区築地五丁目6番4号三井E&S造船株式会社に分割	平成30年 4月 3日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月10日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月10日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成11年 5月20日移記

東京都中央区築地五丁目6番4号  
株式会社三井E&Sホールディングス

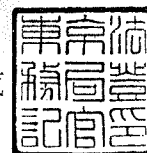
人  
口  
調  
査

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

平成30年10月 3日

東京法務局  
登記官

大 滝 和 成



整理番号 ア754723

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

24/24

PATENT

RECORDED: 02/01/2019

REEL: 048212 FRAME: 0227